7　犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項
⑴　被告人の氏名　ア　河野　文彦　イ　瀬川　正浩　ウ　上田　悠貴　エ　杉山　浩基
⑵　裁判所名　ア、イ　京都地方裁判所
ウ、エ　第一審判決　京都地方裁判所　控訴審判決　大阪高等裁判所
⑶　裁判年月日　ア　平成22年９月28日　イ　平成22年11月12日　ウ、エ　平成23年７月21日
⑷　確定年月日　ア　平成22年10月13日　イ　平成22年11月27日　ウ、エ　平成23年８月５日
⑸　没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名
（事実の要旨）
被告人らは、財産上の不正な利益を得る目的で、出会い系サイトの利用料金等の支払が必要であるかのように欺いて、多数人から現金をだまし取っていたものであるが、その犯罪行為により現金を取得するに当たり
ア　被告人上田、同瀬川及び同河野は、共謀の上、平成20年３月３日から平成21年３月17日までの間、336回にわたり、被害者をして、被告人上田が管理する合計16の仮名口座に現金合計2,075万9,400円をそれぞれ振込入金させ
イ　被告人上田及び同瀬川は、共謀の上、同月31日から同年４月10日までの間、10回にわたり、被害者をして、被告人上田が管理する合計４の仮名口座に現金合計35万8,000円をそれぞれ振込入金させ
ウ　被告人上田、同瀬川及び同杉山は、共謀の上、同月13日から同年９月11日までの間、66回にわたり、被害者をして、被告人上田が管理する合計３の仮名口座に現金合計292万3,000円をそれぞれ振込入金させ
エ　被告人上田及び同杉山は、共謀の上、平成20年11月27日から平成21年３月27日までの間、４回にわたり、被害者をして、被告人上田が管理する合計４の仮名口座に現金合計90万円をそれぞれ振込入金させ
もってそれぞれ犯罪収益等の取得につき事実を仮装した。
（罪　　名）
組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反（同法10条１項前段）
8　この公告に関する問い合わせ先（申請書の持参又は郵送による提出窓口）
〒602―8510　京都市上京区新町通下長者町下る両御霊町82京都法務合同庁舎
京都地方検察庁　被害回復給付金事務担当　電話番号　075―441―9286
○　上記３の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（京都地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は上記８のとおり）。
○　当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。
⑴　審査の申立てがされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。
⑵　支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
○　当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該処分をした検察官が所属する検察庁（京都地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。

製造たばこ小売定価公告

たばこ事業法第33条第１項の規定により製造たばこの小売定価を平成24年８月８日付で認可したので、同法第35条の規定により当該小売定価を次のとおり公告する。
平成24年９月28日　　財務大臣　安住　　淳

製造たばこの区分	名称	製品の区分	製造国	小売定価
かぎたばこ	ゼロスタイル・ドライブコンセプト	1.8ｇ	日本	300円
かぎたばこ	ゼロスタイル・オフコンセプト	1.7ｇ	日本	300円
かぎたばこ	ゼロスタイル・ナイトコンセプト	1.7ｇ	日本	300円

半期報告書等の提出を要しない者を指定する公示

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号）第５条及び第39条第５項の規定に基づき、半期報告書及び臨時報告書の提出を要しないこととしても公益又は投資者保護に欠けることがないものとして、次の有価証券の発行者を指定する。
平成24年９月28日
関東財務局長　菅野　良三
韓国政策金融公社

証票無効

○　法人税、所得税、消費税、印紙税、地方消費税（譲渡割）及び復興特別法人税に関する質問検査章
平成21年４月１日交付　第平20―00089号
川崎北税務署　財務事務官　植田　義和　名義分
平成24年８月７日亡失
上記のとおり証票亡失の届出があったので、亡失の日以降無効とする。
平成24年９月28日　　国　税　庁

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。
平成２４年（家）第８６２６号
石川県河北郡内灘町字向陽台１丁目280番地
申立人　夷藤　　稔
本籍石川県河北郡内灘町字向粟崎２丁目260番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所石川県河北郡内灘町、死亡年月日平成元年６月９日、出生の場所石川県河北郡内灘村、出生年月日大正11年６月２日、職業無職
被相続人　亡　喜多藤吾雄
石川県金沢市もりの里２丁目160番地、事務所石川県金沢市もりの里２丁目224番地
相続財産管理人　加藤　美帆
金沢家庭裁判所
平成２４年（家）第２３７７号
東京都文京区後楽１丁目４番10号
申立人　独立行政法人住宅金融支援機構
本籍名古屋市千種区内山３丁目25番、最後の住所愛知県長久手市蟹原2302番地　サンハウス長久手４Ｄ、死亡の場所愛知県北設楽郡設楽町、死亡年月日平成23年11月７日、出生の場所宮崎県小林市、出生年月日昭和33年10月６日、職業不詳
被相続人　亡　今別府廣文
事務所名古屋市中区丸の内２丁目18番15号
第51ＫＴビル３階　石川悠雄法律事務所
相続財産管理人　弁護士　石川　悠雄
名古屋家庭裁判所
平成２４年（家）第９２５号
愛知県豊田市本新町９丁目３番地１
申立人　有限会社アイテック
本籍愛知県豊田市十塚町１丁目25番地３、最後の住所愛知県豊田市十塚町１丁目25番地３エクシオール豊田902号、死亡の場所愛知県名古屋市昭和区、死亡年月日平成24年５月29日、出生の場所愛知県中島郡稲沢町、出生年月日昭和30年10月４日、職業会社役員
被相続人　亡　飯田　秀雄
事務所愛知県岡崎市明大寺町字奈良井３番地９　磯貝法律事務所
相続財産管理人　弁護士　中村　圭佑
名古屋家庭裁判所岡崎支部